

審判規程について

公益社団法人日本ボクシング連盟審判部

1. はじめに

この規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という）競技規則第12条に定める公認審判員の等級、受験資格、資格認定、更新等、競技規則29条に定めるナショナルテクニカルオフィシャル（以下「NTO」という）の受験資格、資格認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 審判員について

- ① 全国大会・ブロック大会のトーナメントでは競技開始前に審判部部員によるセミナーを受講した審判員がその競技会に参加できる。このセミナーはセカンド資格保持者も参加することができる。
- ② 全国大会のトーナメントには日本連盟審判部から指名を受けた審判員と各ブロック審判長から推薦された審判員（ブロックあたり1名）が参加する。競技会に派遣するNTO及び審判員の指名に関する規程は別に定める。
- ③ 審判技能の向上のため、全国大会のトーナメントでは各試合をR/J評価者により評価され指導を受ける。
- ④ 競技会では原則として、両選手と出身母体（所属都道府県・学校等）等の利害関係がない審判員をIBAスコアリングマシンによる機械抽選により決定する。ただし、決勝戦、準決勝戦の審判員は、R/J評価者の得点により選考する。
- ⑤ すべての競技の判決は会場で公表される。選手やコーチ、チーム関係者からの抗議は許されないが、競技委員長（TD）がレフリーの裁定が競技規則に違反していると確信した場合は、確認会議をセッション終了後までに行い判決を決定する。
- ⑥ 全国大会では各試合のレフリーとジャッジの得点を日本連盟ホームページに公開する。
- ⑦ 資格更新のためにはその4年間に当該級の審判員として活動したことが条件となる。
- ⑧ 日本連盟に登録しない場合は資格が失効となる。
- ⑨ 審判員の定年については、令和4年度の63歳から2年に1歳引き上げ、令和8年度に満65歳とする。NTOの定年は満70歳になる年度までとする。ただし、日本連盟審判部が承認した場合は満75歳になる年度まで活動することができる。
なお、都道府県の活動については、年度初めに都道府県連盟審判長が審査をし、都道府県連盟医事委員から心身共に健康で審判活動に支障がないとの診断を受けた場合は、所属都道府県内で許可された期間中審判員として活動することができる。
- ⑩ 競技会や審判試験では審判手帳、役員証の確認を受けなければならない。
- ⑪ 審判試験でJ（ジャッジ）に合格した審判員は、公式競技会においてレフリー30回、ジャッジ50回を行った後に、C級は都道府県審判長、B級はブロック審判長の判断でR/J（レフリー/ジャッジ）にすることもできる。
- ⑫ C級に合格した審判員は、各都道府県審判長の判断により競技会に参加するものとする。

3. 公認審判員の等級及び資格

A級 R/J (レフリー/ジャッジ)、J (ジャッジ) … 全国大会

B級 R/J (レフリー/ジャッジ)、J (ジャッジ) … ブロック大会、東日本大会、西日本大会

C級 R/J (レフリー/ジャッジ)、J (ジャッジ) … 都道府県大会

※資格を有する等級より下の等級の大会に参加することが望ましい。参加しない審判員は資格を有する等級の大会で審判員として活動できない場合もある。

A級：都道府県大会やブロック大会に参加することが望ましい。参加しない審判員は全国大会の審判ができない場合もある。

B級：都道府県大会に参加することが望ましい。参加しない審判員はブロック大会の審判ができない場合もある。

4. 受験資格

C級：18歳以上で2年以上の実技経験を持つか、マネージャーや指導者としてボクシングに関わり、これと同等以上と認められる者。

B級：C級R/Jを取得し、都道府県連盟の大会等で審判員として経験を積み、都道府県連盟、審判委員会から推薦を受けた日本連盟に役員登録をしている者。

A級：B級R/Jを取得し、ブロック大会等で審判員として経験を積み、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規則に精通した人格優秀な者。

※原則として同年度に上級資格を続けて受験することはできない。

日本連盟に登録がなければ受験することはできない。

ブロックNTO：B級R/J以上を取得していて、ブロック連盟、審判委員会から推薦を受けた競技規則に精通した人格優秀な者。

受験者は健康診断書の写しを提出しなければならない。

5. 公認審判員等認定試験

A級試験

日本連盟主催により、3日間で実施する。日本連盟審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。この場合において、受験者と利害関係のある者はその受験資格の審査をすることはできない。

※A級J資格を有する者で、世界ボクシング協会（IBA）の審判試験に合格した者は、A級R/J資格に認定する。

ブロックNTO・B級試験

ブロック連盟の要請により、2日間でブロック連盟と開催地都道府県連盟が実施する。

所属ブロック審判長が講習及び試験を行う。ただし、所属ブロック審判長が不在の場合は、他ブロック審判長または審判部部員が講習及び試験を行い、日本連盟が公認する。

C級試験

都道府県連盟の要請により、2日間で開催都道府県連盟が実施する。原則としてブロック審判長または審判部部員が講習及び試験を行い日本連盟が公認する。

※ブロックNTO・B級試験とC級試験を同時開催することもできる。

成績優秀な場合、受験した級のJ（ジャッジ）に加えR（レフリー）にも公認することができる。

C級試験は規定の講習・試験が行えれば講師1名・1日で行うこともできる。

6. 受験料

A級試験：15,000円 ブロック NTO・B級・C級試験：5,000円

※受験料は、主催連盟が管理して開催のための予算に充てる。

7. ブロックNTO・B級・C級講習 試験内容

1 日目		2 日目	
競技規則等講習	レフリー/ジャッジ 採点機等実技講習	競技規則等筆記試験	レフリー/ジャッジ 実技試験
2 時間程度	1 時間程度	1 時間程度	R：B級5 試合程度 C級3 試合程度 J：10 試合以上 NTO：10 試合以上

8. A級試験内容

1 日目	2 日目	3 日目
競技規則等講習	筆記試験・実技試験	実技試験

9. 審判・ブロックNTO試験、講師等旅費日当規定

講師等の旅費・日当は主催連盟負担とする。また、連絡通信費及び資料作成費として10,000円を日本連盟に納入する。

講師等旅費

交通費	日 当	宿泊費
実費…電車計算 100km以上は特急指定料金 ※離島等の場合は飛行機	1日10,000円 補助者は1日5,000円	実 費 1泊3食

10. 認定料等

C級：7,000円 B級：10,000円 A級：15,000円

ワッペン料3,000円

※受験者の可否は審判部から都道府県連盟に連絡する。

合格者の認定料は、各都道府県連盟が通知後1カ月以内一括して納入し、その内訳を日本連盟にFAXまたはメールで報告する。認定料を納入しなければ審判員として活動できない。

11. 更新手続き

公認審判員 (A級・B級)・ブロックNTO

更新期限 取得年度、または更新時から4年目の年度内に更新についての手続きを行う。

女性審判員で活動中に妊娠した場合は、子が3歳になる翌年度に更新期限を延長する。

但し、この期間中に次の妊娠に入った場合は所属ブロック連盟審判長からの講習を受けてからの更新手続きとする。

実績確認 更新期限時の年度内に、過去4年間の審判参加状況及び更新年度の健康診断書の写しを都道府県連盟審判長が確認し取りまとめのうえ、ブロック審判長に「審判員更新・取得者名簿」を提出する。

但し、次の者は資格更新対象外とする。

日本連盟公認NTOおよび日本連盟審判部部員、期間内に国際大会に参加した国際審判員。

更新料 公認審判員（A級・B級）：5,000円、ブロックNTO：5,000円

※但し、両資格を持つ者は5,000円のみとする。

（都道府県連盟が取りまとめて日本連盟に納入する。）

その他 ・4年間活動実績がない場合は、認定されていた資格からの再受験とする。

但し、妊娠による女性審判員の特例を除く

・競技での安全管理や管理能力、観戦マナーや道德上の問題があるときは、全国大会では日本連盟審判部、ブロック大会ではブロック審判委員会の判断で一定期間の資格停止や降格となる場合がある。

・審判員として活動しているが更新しない審判員は1つ下の級に降格となる。

・更新手続きをとらないブロックNTOは資格が失効となり大会に参加できない。

・全国大会のNTOについては、原則としてA級審判員及びその経験者（日本連盟公認NTO）、国際審判員の中から審判部が指名する。

・ブロック大会では、現役審判員のブロック審判部員もNTOを行うことができる。

12. 改廃

本規程の改廃は、審判部で検討し、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1 令和元年度までのブロックDS資格はブロックNTO資格に移行する。

2 この規程は、令和5年3月1日から施行する。